

(平成24年5月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年1月1日、資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月頃から49年12月頃まで

私は、昭和46年8月頃から49年12月頃まで、A社で正社員として勤務したが、厚生年金保険の記録が無い。給料支払明細書において厚生年金保険料が控除されているので、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和47年1月1日から同年10月1日までの期間については、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、A社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の現在の事業主は不明と回答しているが、当該期間における健康保険厚生年金

保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人の厚生年金保険被保険者記録が失われたとは考えられない上、仮に事業主から申立てどおりに被保険者資格の取得に係る届出がされた場合には、その後、被保険者資格の喪失に係る届出もされる機会があったことになるが、いずれの機会においても、社会保険事務所(当時)が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年1月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和46年8月頃から47年1月1日までの期間及び同年10月1日から49年12月頃までの期間については、申立人、A社の現在の事業主及び同社の同僚の証言から判断して、申立人は、当該期間のうち、46年8月頃から同年9月までの期間を除き(入社時期は同年10月頃)、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、昭和46年8月頃から同年9月までの期間、申立人が勤務していたと推認される同年10月頃から47年1月1日までの期間、及び同年10月1日から49年12月頃までの期間において、給与計算及び社会保険事務を担当していたA社の事業主は既に死亡しており、同社の現在の事業主は、「資料の保管が無く、申立期間当時の詳細は分からない。」と回答していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、A社の同僚は、「A社に入社し、約2年後に厚生年金保険の被保険者になった。厚生年金保険の被保険者になる前の期間において、保険料が控除されていたかは、覚えていない。」と証言しており、申立期間当時、同社では、全ての従業員を対象として厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いはしていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月1日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を確認したところ、申立期間の年金記録が空白となっていることが分かった。しかし、私は、昭和43年4月1日にA社に入社し、平成13年4月30日に退職するまで、同社に継続勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された人事関係資料及びB健康保険組合から提出された被保険者情報により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和44年4月1日にA社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和44年2月の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和63年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

申立期間②について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録については、昭和63年2月は36万円、同年3月は30万円、同年4月は41万円、同年5月は36万円、同年6月は38万円、同年7月は44万円、同年8月は32万円、同年9月は41万円、同年10月は47万円、同年11月及び同年12月は41万円、平成元年1月は30万円、同年2月は41万円、同年3月は44万円、同年4月は47万円、同年5月は36万円、同年6月は47万円、同年7月は44万円、同年8月は32万円、同年9月及び同年10月は41万円、同年11月は38万円、同年12月は44万円、2年1月は36万円、同年2月は50万円、同年3月は44万円、同年4月は38万円、同年5月は32万円、同年6月及び同年7月は44万円、同年8月は30万円、同年9月は47万円、同年10月は41万円、同年11月は47万円、同年12月は53万円、3年1月は24万円、同年2月及び同年3月は47万円、同年4月は50万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年1月1日から同年2月1日まで
② 昭和63年2月1日から平成3年5月1日まで

申立期間①について、昭和63年1月分の給与明細書から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず被保険者記録が無いので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、申立期間②について、ねんきん特別便の標準報酬月額と保管している給与明細書の総支給額が異なるので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された車番（運転月報）及び給与明細書により、申立人は、A社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、昭和63年2月は36万円、同年3月は30万円、同年4月は41万円、同年5月は36万円、同年6月は38万円、同年7月は44万円、同年8月は32万円、同年9月は41万円、同年10月は47万円、同年11月及び同年12月は41万円、平成元年1月は30万円、同年2月は41万円、同年3月は44万円、同年4月は47万円、同年5月は36万円、同年6月は47万円、同年7月は44万円、同年8月は32万円、同年9月及び同年10月は41万円、同年11月は38万円、同年12月は44万円、2年1月は36万円、同年2月は50万円、同年3月は44万円、同年4月は38万円、同年5月は32万円、同年6月及び同年7月は44万円、同年8月は30万円、同年9月は47万円、同年10月は41万円、同年11月は47万円、同年12月は53万円、3年1月は24万円、同年2月及び同年3月は47万円、同年4月は50万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としているが、申立人の

給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和42年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月31日から同年8月1日まで

私は、昭和42年3月20日から平成15年8月1日までA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、このうち、申立期間については厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

昭和42年にA社B工場から同社C工場に転勤したが、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の回答により、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（昭和42年8月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者原票の昭和42年6月の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人の給与から保険料を控除したものの、被保険者資格喪失日を誤って届け出たと考えられる旨回答している上、事業主が資格喪失日を昭和42年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年7

月 31 日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から平成4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から平成4年3月まで

申立期間の保険料は、自宅に来ていたA市役所の集金人に納付書で毎月納付していたはずである。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について、国民年金保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人の国民年金加入手続は昭和59年1月頃に行われ、この加入手続の際に被保険者資格を申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した58年10月まで遡って取得する処理が行われたものとみられる。このため、申立人の国民年金加入手続が行われた59年1月を基準とすると、申立期間の保険料は全て現年度納付することが可能であった。

しかしながら、申立人は、申立期間の保険料を自宅に来ていたA市役所の集金人に毎月納付していたとしているが、同市によれば、申立期間のうち、昭和58年10月から60年3月までについては、3か月ごとに保険料の徴収を行っていたとしていることから、申立人の主張とは相違しているほか、戸別集金が行われていたのは、同年3月までであったとしていることから、申立期間のうち、同年4月から平成4年3月までの保険料については同市役所の集金人に納付することはできなかったと考えられる。

また、前述のとおり、申立人はA市役所の集金人に納付していたとしているが、同市の国民年金被保険者名簿を見ると、「持参」との記載が確認でき、同市によれば、これは保険料を集金による徴収ではなく、持参するという申出があった人に対し記載するものであるとしていることから、申立期間を通じて、同

市役所の集金人が申立人の保険料を徴収していたとは考え難い。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿の昭和59年度の納付記録欄を見ると、「**申**送付」、「**申**出すよう」等の記載が確認でき、同市が申立人に対し保険料の免除申請を行うよう勧奨を行っていたことがうかがえ、オンライン記録によれば、申立期間直後の平成4年4月から8年3月までの期間は全額申請免除期間とされている。

加えて、申立人は、毎月の保険料として1人1か月1万円を超える金額の保険料を納付していたとしているが、申立期間の実際の保険料月額とは相違している。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から50年3月まで

私は、申立期間当時は学生だったので知らなかったが、私が20歳になった頃に役場から連絡があったので、母親が私の国民年金の加入手続を行い、両親や長兄の保険料と一緒に集金に来ていた町内会の組長に納付していたと聞いている。私の年金手帳は家の建て替えのときに不要と思って処分してしまったそうだが、私の国民年金保険料もきっちり納付しているはずであると母親が言っているので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、申立人が20歳になった頃に役場から連絡があったと思うとしているものの、国民年金の加入手続については余り覚えていないとすることから、申立期間に係る国民年金の加入手続状況などの詳細は不明である。

また、申立人は、申立期間当時は学生であったとしていることから、任意加入対象者であり、国民年金の加入義務は無かったところ、国民年金手帳記番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、当時住民票があったとするA町において、申立人に対し国民年金手帳記番号が払い出された形跡は見当たらない上、同町の記録においても、申立人に係る国民年金の加入記録が確認できない。このため、申立人は、申立期間において、国民年金に未加入であり、母親が保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、母親は、申立人の長兄と弟についても20歳から国民年金に加入し、保険料を納付していると思うとしているところ、オンライン記録によると、長

兄は20歳から国民年金被保険者資格を取得し保険料を納付していることが確認できるものの、弟は申立人同様、国民年金被保険者資格を取得した形跡は見当たらない。このことから、長兄が20歳から国民年金に加入し保険料を納付していることをもって、申立人も20歳から加入し保険料を納付していたと推認することまではできない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月 1 日から 63 年 12 月 1 日まで

私は、昭和 61 年 4 月 1 日から 63 年 12 月 1 日まで、A 事務所に出勤し、B 事務所に勤務したが、その際に総務課から「雇用保険と厚生年金保険を天引きするが、将来、共済年金に上乘せして厚生年金が支給される。」との説明を受けた。しかし、厚生年金保険の記録が無いので申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人から提出された人事記録により、申立人は、申立期間にA事務所に出勤し、B事務所に勤務していたことが確認できる。

しかし、C共済組合の記録によると、申立人は、申立期間において公務員の「継続長期組合員」としての資格が継続していることが確認できる一方、B事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の名前は見当たらない上、D厚生年金基金は、申立人に係る記録は無いと回答している。

また、A事務所は、当時の資料は保存しておらず、社会保険等に係る取扱いが不明としているが、B事務所の健康保険厚生年金保険の被保険者の記録を見ても、昭和 61 年 4 月 1 日以降において共済組合と厚生年金保険に重複して記録がある者は確認できない。

さらに、C共済組合の組合員の資格を有したまま、出勤によりB事務所において厚生年金保険の被保険者資格も取得している複数の同僚に照会したところ、「昭和 59 年頃まではC共済組合と重複して厚生年金保険に加入していたと記憶しているが、申立期間当時においては重複して加入はしていないはずだ。」と証言している。

なお、「国民年金法等の一部を改正する法律」（昭和 60 年法律第 34 号）の附

則第8条第2項の規定により、61年4月1日以降は、同一の月に共済組合の組合員期間と厚生年金保険の被保険者である期間が重複することは認められない旨定められている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 7296 (事案 3749 及び 6516 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月 1 日から 46 年 3 月 1 日まで
② 昭和 47 年 8 月 1 日から 50 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 50 年 3 月 26 日から平成 7 年 12 月 31 日まで

私は、A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、被保険者として認めてほしいとして過去2回、年金記録確認の申立てをしたところ、平成22年6月23日付け及び23年10月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、私がA社に在籍した期間は、法律上当然に厚生年金保険の被保険者であり、当委員会の判断は、法律と委員会の任務を無視したものである。納得できないので、再度審議の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

初回の申立期間(今回の申立期間②のうち、昭和49年9月12日から50年3月1日までの期間及び申立期間③のうち、同年3月26日から同年8月10日までの期間)については、申立人から提出されたパスポートの渡航記録及び当該期間においてA社で厚生年金保険被保険者資格のある複数の同僚が申立人を記憶していることから、当該期間当時、申立人が同社のB現地法人から一時帰国して同社で研修を受けていたことは推認できるものの、i) 複数の同僚の証言では、申立人の同社での勤務期間が特定できないこと、ii) 同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において健康保険整理番号に欠番が無いこと、iii) 同社は、申立期間当時の給与台帳等が保存されておらず、申立人の保険料控除及び当時の取扱いについて確認できないと回答していること、iv) 申立人が同年3月1日から同年3月26日までの期間において厚生

年金保険の被保険者資格を取得していることについて、同社は、「申立人が体調を崩すなど、健康保険証が要る状況となり、自社で健康保険組合を持っていたこともあり、一時的に取得させたのかもしれない。」と回答していること、v) 同社のB現地法人の元役員は、「一度、従業員扱いにして給与を出したが、すぐに誤りに気づいて、B国からの出向扱いに戻したのではないか。」と証言していること等から、既に当委員会の決定に基づき、平成22年6月23日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人の再度の申立て(2回目)については、申立人は、「今回、新たな資料は無いが、A社に在籍していながら厚生年金保険料が控除されていないことが納得できないので、前回申し立てた期間を含む同社(A社本社の前身会社)及び同社に在籍した全ての期間について、再度申し立てる。」と主張しているものの、申立期間①については、i) A社の当時の同僚(海外事業課のB国担当者)は、「A社がB国に現地法人を作った頃(昭和38年6月)、出向者は現地法人に即時転籍となり、年金もすぐ止めさせていた。」と証言していること、ii) 申立人と同時期にB国へ出向した別の同僚は、「昭和38年10月から11月初め頃、申立人とB国へ出向した。その時は、自分は出向元のC社でなくA社に在籍が変わったとばかり思っていたが、年金記録を見てC社のままであることに驚いた。結果的に、A社に転籍していたら、その時点で年金が切られていたのでC社でよかった。」と証言していること、申立期間②については、A社の当時の同僚は、「47年8月以降、申立人の記録が切れたのは、申立人が現地の女性と結婚して子供もでき、生活の基盤をB国に移したので、その後ずっと現地で暮らしていけるように、出向者から現地採用扱いとして転籍させた。日本の会社に籍があるままだと業務命令等で帰国させられることもあるかもしれないと考えた当時の会社の温情だった。」と証言していること、申立期間③については、申立人の主張等により、技術習得のため一時帰国していた申立人がB国へ戻り、B国の現地法人に勤務していた期間であると考えられるところ、上述した複数の同僚からは、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いに係る証言が得られないこと、このほか、A社本社は、上述のとおり、当該期間当時の給与台帳等を保存していないと回答しており、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないこと等から委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成23年10月19日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「私がA社に在籍した期間は、法律上当然に厚生年金保険の被保険者であり、委員会の判断は、法律と委員会の任務を無視したものである。納得できないので、再度審議の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」として、新たな資料の提出も無く、今回、

3回目の申立てを行っている。

しかし、当委員会は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、年金記録に関する事項の調査審議を行う機関であり、会社に勤務していたことのみをもって厚生年金保険の被保険者として認めてほしいとする申立人の主張だけでは、当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

本事案では、A社本社において申立期間当時の関係資料等は保存期間が経過しており現存していない。それゆえ、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、A社及び元同僚の証言並びに元同僚の年金記録などから、むしろ申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人の主張以外に保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月 29 日から同年 8 月 1 日まで

保管している給料明細票により、昭和 43 年 7 月分についても厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の給料明細票により、申立人は、昭和 43 年 7 月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

しかし、A社から提出された「入・退社履歴」及び雇用保険の記録によると、申立人の同社における離職日は、昭和 43 年 7 月 28 日とされており、当該離職日の翌日は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日と一致していることが確認できる。

また、厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和 43 年 7 月 29 日であり、申立人の主張する同年 7 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 19 日から 47 年 3 月頃まで
私は、申立期間において、A社に住み込みで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。
保険料控除を証明できる資料は無いが、勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人がA社の後に勤務したB社から提出された申立人の人事記録及び同僚の証言により、申立人が、申立期間にA社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人及び申立人が名前を挙げた同僚は、「当時のA社の従業員数は、4人ぐらいであった。」旨述べていることから、申立期間当時のA社は、従業員数が常時5人以上とされる当時の厚生年金保険の強制適用事業所となる要件を満たしていなかったものと考えられる。

また、A社は、既に廃業しており、当時の事業主は、当時の資料を保管していないため厚生年金保険の取扱いについては不明であると回答している上、申立人が名前を挙げた同僚も、「当時、厚生年金保険に加入していたかどうか、給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうかについては記憶していない。」と証言しているところ、オンライン記録によると、当該同僚についても、申立期間に厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 7299 (事案 2222、4223、4948 及び 7038 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月 17 日から 40 年 7 月 1 日まで

申立期間に、A社に勤務していたのに、当該期間の厚生年金保険の記録が無いので、年金記録確認の申立てをしたところ、平成 22 年 1 月 27 日付け、同年 9 月 1 日付け、同年 12 月 22 日付け及び 24 年 2 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

今回、新たに提出する資料は無いが、入社時期や事務担当者の連絡先が不明なことなど、これまでの調査結果に納得できないので、再度調査し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、複数の同僚の証言により、入社時期は明らかでないが、申立人が申立期間当時からA社に勤務していたことは認められるものの、i)複数の同僚が、「入社と同時に厚生年金保険の被保険者になっていない。被保険者資格を取得したのは入社から1年半以上たってからである。」と証言していること、ii)同社は昭和 54 年 2 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主とは、連絡が取れないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について確認できないこと、iii)同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の被保険者資格の取得日は、オンライン記録の取得日と一致していることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 1 月 27 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る2回目の申立てについては、申立人は、「新たな資料は無いが、厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。」と主張したものの、i)当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事

情とは認められないこと、ii) 当初の申立てに係る調査の際、連絡の取れなかった当時の事業主は既に亡くなっていることが判明したこと、iii) 当時の事務担当者とも連絡が取れず、申立人の申立期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除について確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年9月1日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立期間に係る3回目の申立てについては、申立人から、同僚が手書きで作成した在籍証明書が提出されたものの、i) 当該在籍証明書を作成した同僚は、「申立人は、間違いなくA社に在籍していたが、厚生年金保険の取扱いについては何も分からない。」と証言していること、ii) 申立人がA社における事情をよく知る人物として名前を挙げた同僚は、既に平成元年3月に亡くなっており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できないこと、iii) 申立人の同社における雇用保険の資格取得日（昭和40年7月1日）は、オンライン記録の被保険者資格取得日と一致していることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年12月22日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

加えて、申立期間に係る4回目の申立てについては、申立人は、「過去3回の決定に納得がいかないので、再度名前を挙げた同僚から話を聞いてほしい。」と主張したものの、i) 申立人が名前を挙げた同僚22人のうち、7人が既に他界し、4人が申立人の記憶する氏名だけでは人物の特定ができず、所在が判明した11人の同僚のうち9人から聴取したものの、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、裏付けとなる具体的な資料及び証言は得られないこと、ii) 申立人が名前を挙げた同僚22人のうち、4人の同僚が申立人と同様B社からA社に転職しているが、うち2人の同僚については前回調査で聴取していることから、残りの2人の同僚について聴取を試みたところ、今回新たに1人が既に他界していることが判明し、もう1人の同僚から聴取したものの、当該同僚は、「申立人及び今回既に他界していることが判明した同僚と一緒に勤務したが、いつ頃勤務していたか思い出せない。当時の給与明細書などの資料は無い。」と証言しており、申立期間に係る申立人の詳細な勤務期間及び厚生年金保険料の控除についての資料及び証言は得られなかったこと、iii) 前述の前回未聴取の2人の同僚については、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にその氏名が確認できないことから、前回と同様、申立期間当時の同社は、入社と当時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成24年2月1日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、「事務担当者が誰であったか不明であり、申立人の入社時期が明らかでないとする過去4回の決定に納得がいかない。調査すれば分かるはずだ。」と主張し、再度申立てを行っている。

しかし、当時の事務担当者が不明であること、連絡の取れた複数の同僚から聴取しても勤務期間を特定できないことなどの調査結果については、前回決定時までに申立人に対して通知済みである上、今回も申立人からは新たな関連資料等の提示が無いことから、当該主張のみでは、委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認め難い。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 12 月頃から 36 年 2 月 4 日まで

私は、昭和 31 年 12 月頃から 36 年 4 月 13 日まで A 社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、このうち、申立期間については厚生年金保険の被保険者記録が無く、空白となっていることが分かった。保険料控除が証明できる資料は無いが、申立期間に同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の娘が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、期間は特定できないものの、申立人が自宅から通勤し、A 社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて複数の同僚が、「女性従業員の全てが厚生年金保険に加入していたわけではない。当時、通勤については、寮と通いがあり、特に実家からの通いの人は加入していなかった人が多かったと思う。」と証言している。

また、A 社の元役員（事業主の妻）は、「当時の資料は現存していないが、厚生年金保険の取扱いについては、手取りが多い方がいいという人もいたことから、必ず加入させていたわけではない。」と証言していることから、申立期間当時、同社では入社と同時に全ての従業員に対して厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いを必ずしも励行していなかったと考えられる。

さらに、A 社の健康保険厚生年金被保険者名簿について、昭和 31 年 4 月 1 日から申立人の被保険者資格取得日である 36 年 2 月 4 日まで確認したが、申

立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月から 29 年 3 月まで
② 昭和 29 年 4 月から 31 年 3 月まで
③ 昭和 31 年 4 月から 33 年 3 月まで
④ 昭和 37 年 4 月から 38 年 2 月まで
⑤ 昭和 38 年 4 月から 39 年 5 月 1 日まで

私は、中学校卒業後、知人の紹介でA社に入社し、住み込みで正社員として1年から2年勤務した。その後、B又はCで1年から2年勤務し、転居してD社で住み込みで2年から3年勤務した。さらにE社で正社員として1年ぐらい勤務した後に、現在の地に転居し兄の紹介によりF社で正社員として勤務した。いずれも正社員として勤めたのに、厚生年金保険の記録が無いのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主にも連絡が取れない上、申立人が記憶する同僚は健康保険厚生年金保険被保険者名簿に見当たらず、当該期間に厚生年金保険の被保険者記録のある同僚（一人）も既に死亡していることから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、当該期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、C社は申立期間以後の昭和 63 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時、適用事業所であった記録が確認できない。

また、C社は、「申立期間当時の事業主は先代の時期であり、厚生年金保険

の適用事業所ではなく、従業員を厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している上、申立人は、同僚の名前を記憶していないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

申立期間③について、申立人が記憶するD社の二人の上司は、商業登記簿によると、当該期間の社長と取締役であり、記憶する業務内容も当該登記簿と一致していることから、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、厚生年金保険事業所名簿によると、D社は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない上、商業登記簿によると、同社は既に解散し平成6年10月31日で清算終了しているとともに、申立人が記憶する同僚は姓のみで特定できないことから、申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

申立期間④について、E社における同僚の証言から判断して、申立人は、当該期間において同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、厚生年金保険事業所名簿によると、E社は昭和35年11月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間当時、適用事業所であった記録が確認できない。

また、申立人が当該期間において勤務したと記憶するG社は、当該期間以後の昭和44年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間当時、適用事業所であった記録が確認できない。

さらに、申立人が記憶する両社の事業主と同僚の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、当該事業主は高齢で入院中であり、申立人の当該期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

申立期間⑤について、F社の当時の事業主とは連絡が取れない上、同社によれば「当時の書類が現存せず不明である。」と回答していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、当該期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、厚生年金保険の被保険者となっている複数の同僚に照会したが、当該期間における勤務実態を裏付ける証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 7302

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月頃から 54 年 10 月頃まで
A社で勤務していた当時、長女が入院し保険証を使用したので、健康保険及び厚生年金保険に加入していたはずである。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の事業主及び複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人がほぼ同時期に入社したと記憶している同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は、入社したとする日の約1年6か月後である上、前述の事業主が、「関係資料を保管していないので確認できないが、申立期間当時は、試用期間を設けていた。」と証言していることから、当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いではなかった状況がうかがわれる。

また、申立期間におけるA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は見当たらず健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。